

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会 議 案

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 435,261 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,134,810 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地方特例交付金		千円 440,100	千円 △ 6,794	千円 433,306
	1 地方特例交付金	63,500	△ 6,794	56,706
13 地方交付税		14,539,000	611,676	15,150,676
	1 地方交付税	14,539,000	611,676	15,150,676
17 国庫支出金		15,552,261	13,718	15,565,979
	1 国庫負担金	10,171,994	34,005	10,205,999
	2 国庫補助金	5,348,354	△ 20,287	5,328,067
18 道支出金		3,765,544	18,739	3,784,283
	1 道負担金	2,996,553	25	2,996,578
	2 道補助金	539,681	18,714	558,395
20 寄附金		320,470	3,512	323,982
	1 寄附金	320,470	3,512	323,982
21 繰入金		1,593,868	△ 267,466	1,326,402
	1 特別会計繰入金	54,239	55,475	109,714
	2 基金繰入金	1,539,629	△ 322,941	1,216,688
22 繰越金		1	165,571	165,572
	1 繰越金	1	165,571	165,572
23 諸収入		2,238,135	11,427	2,249,562
	3 貸付金元利収入	1,718,498	8,500	1,726,998
	4 雑収入	494,628	2,927	497,555
24 市債		4,335,400	△ 115,122	4,220,278

	1 市	債	4,335,400	△ 115,122	4,220,278	
歳	入	合	計	61,699,549	435,261	62,134,810

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,272,929	210,831	2,483,760
	1 総 務 管 理 費	1,957,272	210,831	2,168,103
3 民 生 費		25,287,942	16,222	25,304,164
	1 社 会 福 祉 費	12,427,782	9,597	12,437,379
	2 児 童 福 祉 費	5,193,678	3,727	5,197,405
	5 民 生 施 設 費	221,270	2,898	224,168
4 衛 生 費		5,007,703	71,339	5,079,042
	2 保 健 所 費	988,879	57,600	1,046,479
	3 清 掃 費	1,882,364	13,739	1,896,103
5 労 働 費		55,040	8,600	63,640
	1 労 働 諸 費	55,040	8,600	63,640
6 農 林 水 産 業 費		137,611	19,535	157,146
	2 水 産 業 費	15,131	19,535	34,666
7 商 工 費		6,593,374	△ 1,842	6,591,532
	1 商 工 費	6,593,374	△ 1,842	6,591,532
8 土 木 費		5,219,144	△ 23,430	5,195,714
	5 住 宅 費	47,294	△ 23,430	23,864
10 教 育 費		2,413,336	51,220	2,464,556
	1 教 育 総 務 費	113,053	220	113,273
	2 小 学 校 費	869,676	37,612	907,288
	3 中 学 校 費	374,848	5,488	380,336
	5 社 会 教 育 費	527,880	7,900	535,780

12 諸 支 出 金		298,453	82,786	381,239
	2 財政調整基金費	799	82,786	83,585
歲 出 合 計		61,699,549	435,261	62,134,810

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	道路 橋りょう費	橋りょう長寿命化 事業費	千円 30,000

第3表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
除却事業費	千円 96,000	千円 108,300
庁舎等施設整備事業費	121,700	125,200
過疎地域自立促進 特別事業費	180,800	215,200
建設機械整備事業費	17,900	53,400
義務教育施設整備事業費	294,300	330,000
社会教育施設整備事業費	131,900	139,800
臨時財政対策債	1,779,000	1,534,578

令和 3 年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,348 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 466,714 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財 産 収 入		千円 5,300	千円 21,084	千円 26,384
	2 財 産 売 払 収 入	—	21,084	21,084
3 繰 越 金 (従来の3款を4款 に、4款を5款に 改める。)		—	11,264	11,264
	1 繰 越 金	—	11,264	11,264
歳 入 合 計		434,366	32,348	466,714

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		千円 54,239	千円 32,348	千円 86,587
	1 繰 出 金	54,239	32,348	86,587
歳 出 合 計		434,366	32,348	466,714

令和 3 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124,142 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,576,751 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財 産 収 入		千円 134	千円 20	千円 154
	1 財 産 運 用 収 入	134	20	154
5 繰 越 金 (従来の5款を6款 に改める。)		—	124,122	124,122
	1 繰 越 金	—	124,122	124,122
歳 入 合 計		13,452,609	124,142	13,576,751

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基 金 積 立 金		千円 134	千円 68,334	千円 68,468
	1 基 金 積 立 金	134	68,334	68,468
7 諸 支 出 金		7,500	55,808	63,308
	2 返 還 金	—	55,808	55,808
歳 出 合 計		13,452,609	124,142	13,576,751

令和 3 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,127 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 782,627 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		千円 27,037	千円 △ 23,430	千円 3,607
	2 一般会計繰入金	23,430	△ 23,430	—
5 繰 越 金 〔従来の5款を6款 に、6款を7款に 改める。〕		—	46,557	46,557
	1 繰 越 金	—	46,557	46,557
歳 入 合 計		759,500	23,127	782,627

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金 〔従来の3款を4款 に改める。〕		千円 —	千円 23,127	千円 23,127
	1 繰 出 金	—	23,127	23,127
歳 出 合 計		759,500	23,127	782,627

令和 3 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291,671 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,288,179 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 支払基金交付金		千円 3,893,571	千円 △ 30,646	千円 3,862,925
	1 支払基金交付金	3,893,571	△ 30,646	3,862,925
5 財 産 収 入		385	35	420
	1 財産運用収入	385	35	420
7 繰 越 金 (従来の7款を8款 に改める。)		—	322,282	322,282
	1 繰 越 金	—	322,282	322,282
歳 入 合 計		14,996,508	291,671	15,288,179

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 38,906	千円 235,111	千円 274,017
	1 基金積立金	38,906	235,111	274,017
5 諸 支 出 金		5,100	56,560	61,660
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	56,560	61,660
歳 出 合 計		14,996,508	291,671	15,288,179

令和 3 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 68,386 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,394,393 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 679,371	千円 400	千円 679,771
	1 一般会計繰入金	679,371	400	679,771
3 繰 越 金 〔従来の3款を4款 に改める。〕		—	59,506	59,506
	1 繰 越 金	—	59,506	59,506
4 諸 収 入		44,664	8,480	53,144
	1 受託事業収入	37,100	2,250	39,350
	2 償還金及び 還付加算金	2,000	2,000	4,000
	4 雑 入	5,554	4,230	9,784
歳 入 合 計		2,326,007	68,386	2,394,393

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 98,637	千円 6,480	千円 105,117
	1 総 務 管 理 費	91,747	6,480	98,227
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		2,224,870	59,506	2,284,376
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,224,870	59,506	2,284,376
3 諸 支 出 金		2,000	2,000	4,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,000	2,000	4,000
4 予 備 費		500	400	900
	1 予 備 費	500	400	900
歳 出 合 計		2,326,007	68,386	2,394,393

令和 3 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(6) 主な建設改良事業の概要

イ 医療機器購入費等 440,591千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	11,578,729千円	7,920千円	11,586,649千円
第 2 項 医業外収益	685,117千円	7,920千円	693,037千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	12,450,215千円	7,920千円	12,458,135千円
第 1 項 医業費用	11,975,922千円	7,864千円	11,983,786千円
第 2 項 医業外費用	361,054千円	56千円	361,110千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額285,591千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額846千円並びに過年度分損益勘定留保資金284,745千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	

第1款 資本的収入	832,272千円	128,398千円	960,670千円
第3項 道補助金	－千円	123,398千円	123,398千円
第4項 その他補助金	－千円	5,000千円	5,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,117,670千円	128,591千円	1,246,261千円
第1項 建設改良費	406,061千円	128,591千円	534,652千円

第5条 予算第10条中「3,248,309千円」を「3,248,925千円」に改める。

第6条 予算第11条の表中

医療機器	MR I 装置	一式
------	---------	----

を

医療機器	MR I 装置	一式
	X線透視診断装置	一式

に改め、同条を予算第12条とし、予算第5条から予算第10条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器等整備事業	令和4年度	千円 660,000

令和3年9月7日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 2 年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 2 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 2 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 10 号

令和 2 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 2 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 2 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 2 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 2 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 2 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が
別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監
査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 号

令和 2 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 2 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和 2 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 2 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 6 号

令和 2 年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和 2 年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

令和 2 年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 2 年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 8 号

令和 2 年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 2 年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 19 号

令和 2 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和 2 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、
地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議
会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 0 号

令和 2 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和 2 年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市個人情報保護条例及び小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(小樽市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 小樽市個人情報保護条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成 2 7 年小樽市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市財産条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市財産条例の一部を改正する条例

小樽市財産条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、価額の差額（1 0 0 万円を超えるものに限る。）がその高価なもの
の価額の 6 分の 1 を超えるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、普通財産の交換差額の限度額を定めるため
であります。

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例

小樽市資金基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

小樽市看護師養成施設支援資金基金	看護師養成施設の支援の資金とするため
------------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、看護師養成施設の新設に係る支援のための寄附
を受けたことに伴い、看護師養成施設の支援の資金とする目的で、新たに看護
師養成施設支援資金基金を設置するためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど
も・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 3
年内閣府令第 2 3 号）」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法
施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 5 3 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準
内閣府令のとおり適用することにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業者による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができる
こととするためであります。

小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例

小樽市立学校設置条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の部分中「小樽市蘭島 1 丁目 2 8 番 1 号」を「小樽市忍路 1 丁目 1 7 1 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、忍路中学校を忍路中央小学校に併置するためです。

令和 3 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 26 号

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、
小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 7 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から39年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定され、2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効された。しかし、核保有国が条約を

批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、在日米軍の再編が更に強化される動き、加えて、東アジア地域における中華人民共和国の海洋進出がエスカレートしており、アメリカ合衆国が中華人民共和国及びロシア連邦の権力主義の台頭に言及し、世界各地の米軍の配置態勢の見直しを表明している中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）

をいう。

- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

専決処分報告

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 23 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和3年度小樽市一般会計補正予算

令和3年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,399,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,699,549千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び 負担金		千円 711,854	千円 279,903	千円 991,757
	1 負担金	711,854	279,903	991,757
17 国庫支出金		14,432,346	1,119,915	15,552,261
	2 国庫補助金	4,228,439	1,119,915	5,348,354
歳 入 合 計		60,299,731	1,399,818	61,699,549

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		千円 5,193,556	千円 1,399,818	千円 6,593,374
	1 商 工 費	5,193,556	1,399,818	6,593,374
歳 出 合 計		60,299,731	1,399,818	61,699,549